

大船渡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月30日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 紀 室 若 男

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

下記の財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行を対象とし、令和3年度及び令和4年度を範囲として実施した。

(1) 出資団体監査

- ① 対象団体 大船渡魚市場株式会社
- ② 所管部局 農林水産部水産課

(2) 公の施設の指定管理者監査

対象となる公の施設	指定管理者	所管部局
大船渡市民交流館・カメラホール 大船渡市立三陸公民館	株式会社小川	協働まちづくり部中央公民館
地方卸売市場大船渡市魚市場	大船渡魚市場株式会社	農林水産部水産課

2 監査の着眼点

財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が関係法令に適合し、正確に行われているかを以下のことに着眼し、監査した。

(1) 出資団体監査

① 団体関係

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか
- ・ 経営成績、財政状態は良好か
- ・ 会計経理及び財産管理は適切か 等

② 所管部局関係

- ・ 出資目的及び出資金額等は妥当か
- ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を、十分に把握し、適切な指導監督を行っているか 等

(2) 公の施設の指定管理者監査

① 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか 等

② 所管部局関係

- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行なっているか 等

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、業務内容や事務手続及び経営状況等について所管課長及び団体の役員等から事情聴取を行うなどにより実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所 市役所本庁舎
- (2) 日 程 令和4年12月20日から令和5年1月30日まで

5 監査結果

(1) 出資団体監査

出資団体及びその所管部局において、出資に係る出納その他事務の執行が、関係法令等に基づき、また、出資の目的に沿って、適正に行われているものと認められた。

(2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理者においては、指定管理に係る出納その他の事務の執行が、関係法令に基づき、また、設置目的に沿って、概ね適正に行われているものと認められた。

ただし、指定管理者並びに公の施設を所管している協働まちづくり部中央公民館及び農林水産部水産課の事務の執行について、施設等の管理運営に関する基本協定書及び仕様書の内容と異なる事務処理等を行っている部分があり、指摘事項には至らないものの、適正を欠くと認められたものは、口頭で、注意・指導を行ったところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、下記に注意事項として記載した。

【指定管理者・所管部局共通】

結果区分	内 容
注意事項	大船渡市民交流館・カメラホール及び大船渡市立三陸公民館並びに地方卸売市場大船渡市魚市場の管理運営に関する基本協定書及び仕様書で、業務の再委託を禁止しているが、清掃等指定管理者の主体性を阻害しない内容の業務については、あらかじめ市の承認を受けた場合に限り再委託ができるとしている。しかし、業務の再委託について、指定管理者から書面による承認申請がされておらず、所管部署では適正な指導もしていない。

【大船渡魚市場株式会社・水産課】

結果区分	内 容
注意事項	大船渡市魚市場の管理運営業務仕様書には、「指定管理者は管理区域内で発生した事故等について、第三者への賠償責任を補償する保険に加入するものとする。」となっているが、指定管理者は保険に加入しておらず、所管部署でも保険加入の有無の確認を怠っている。

6 監査対象団体の概要

(1) 出資団体監査

① 出資団体

大船渡市大船渡町字永沢 209 番地

大船渡魚市場株式会社 代表取締役 千葉隆美

② 団体の概要

設立時期	昭和 26 年 6 月 13 日
設立目的	地方卸売業者として水産物取引の適正化と安定的供給及び流通の円滑化を図る
組織	代表取締役 1 名、専務取締役 1 名、取締役 5 名、監査役 2 名、従業員 22 名
主な事業	ア 地方卸売市場における水産物の卸売業務 イ 水産物の加工、冷凍並びに製氷事業 ウ 水産物の売買及び委託売買並びに斡旋 エ 漁業及び水産物の製造加工に必要な資材の購入及び販売並びに斡旋 オ 漁業及び水産物の製造加工に必要な資金の斡旋並びに貸付 カ 漁業 キ 大船渡市魚市場施設の管理業務
市との関係	出資金 38,320,000 円（出資比率 28.8%）

(2) 公の施設の指定管理者

<指定管理者：大船渡魚市場株式会社>

① 指定管理者

大船渡市大船渡町字永沢 209 番地

大船渡魚市場株式会社 代表取締役 千葉隆美

② 指定管理者の概要

施設名	地方卸売市場大船渡市魚市場
所在地	大船渡市大船渡町字永沢 209 番地
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで（5 年間） 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）
指定管理料	令和 3 年度 28,422,961 円 令和 4 年度 28,527,000 円
利用料金制	有
主な業務	ア 魚市場関係者から市長への各種申請及び届出の受付に関する業務 イ 活性化施設等の利用許可に関する業務 ウ 活性化施設等の利用の許可の取消し等に関する業務 エ 活性化施設等の利用料金の徴収に関する業務 オ 活性化施設等の利用料金の減免等に関する業務 カ 活性化施設等の施設及び設備の維持管理に関する業務 キ 活性化施設等の利用の促進に関する業務

<指定管理者：株式会社小川>

① 指定管理者

大船渡市猪川町字千刈 2 番地 14

株式会社小川 代表取締役 小川廣文

② 指定管理者の概要

施設名	大船渡市民交流館・カメラホール
所在地	大船渡市盛町字内ノ目 4 番地 2
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（5 年間）
指定管理料	令和 3 年度 11,953,000 円 令和 4 年度 11,916,000 円
利用料金制	無
主な業務	ア 管理人業務 (施設の保全管理、施設の開放及び閉鎖、電機設備及び照明施設等の操作及び日常保守点検、火気等の点検取締り、外部からの緊急連絡の収受及び処理、施設周辺の環境美化、施設の使用許可業務等) イ 清掃業務 ウ 施設設備の維持管理に関する業務

施設名	大船渡市立三陸公民館
所在地	大船渡市三陸町越喜来字前田 36 番地 1
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで（5 年間）
指定管理料	令和 3 年度 15,299,000 円 令和 4 年度 14,892,000 円
利用料金制	無
主な業務	ア 管理人業務 (施設の保全管理、施設の開放及び閉鎖、電機設備及び照明施設等の操作及び日常保守点検、火気等の点検取締り、外部からの緊急連絡の収受及び処理、施設周辺の環境美化、樹木等の軽剪定・施肥等の管理業務、施設の使用許可業務等) イ 清掃業務 ウ 施設設備の維持管理に関する業務